別表第一　国際収支項目番号　（第三十七条関係）

注　この表における用語については、次に定めるところによる。

一　「親子会社等又は関連企業への対外投資」とは、居住者による次に掲げるもの（当該投資により次に掲げるものに該当することとなるものを含む。以下この号において同じ。）への投資をいい、「親子会社等又は関連企業への対内投資」とは、次に掲げるものからの居住者への投資をいう。

［イ～ニ　略］

ホ　ニに掲げる外国法人により総議決権等の百分の二十以上の議決権等を所有されている外国法人（ロからニまでに掲げるものを除く。）

ヘ　当該居住者により総議決権等の過半数を所有されている者により総議決権等の百分の二十以上の議決権等を所有されている外国法人（ロからホまでに掲げるものを除く。）

ト　当該居住者の総議決権等の百分の十以上の議決権等を所有する居住者（非居住者に総議決権等の過半数を所有されている者（以下この号において「特定親会社」という。）を除く。）により、総議決権等の全部を所有されている外国法人（ロ、ニからヘまで及びヌからカまでに掲げるものを除く。）

チ　トに掲げる外国法人により総議決権等の全部を所有されている外国法人及び当該外国法人により総議決権等の全部を所有されている外国法人（ロ、ホ及びルに掲げるものを除く。）

リ　当該居住者の総議決権等の百分の十以上の議決権等を所有する居住者（特定親会社を除く。）により総議決権等の百分の十以上の議決権等を所有されている外国法人（ハからトまで及びヌからカまでに掲げる外国法人を除く。）

ヌ　外国親会社等又は特定親会社により、総議決権等の全部を所有されている外国法人（ロ及びニからヘまでに掲げるものを除く。）

ル　ヌに掲げる外国法人により総議決権等の全部を所有されている外国法人及び当該外国法人により総議決権等の全部を所有されている外国法人（ロ及びホに掲げるものを除く。）

ヲ　外国親会社等又は特定親会社により総議決権等の百分の十以上の議決権等を所有されている外国法人（ハからヘまで及びヌに掲げる外国法人を除く。）

ワ　外国親会社等又は特定親会社の総議決権等の過半数を所有する外国法人及び当該外国法人の総議決権等の過半数を所有する外国法人（ロからヘまで及びヌからヲまでに掲げるものを除く。）

カ　外国親会社等又は特定親会社の総議決権等の過半数の議決権等を所有する外国法人により総議決権等の百分の十以上の議決権等を所有されている外国法人（ロからヘまで、ヲ及びワに掲げるものを除く。）

二　「対外投資に係る外国関連企業」とは、一のニからリまでに掲げる外国法人をいう。

三　「対内投資に係る外国関連企業」とは、一のヌから力までに掲げる外国法人をいう。

［四～六　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

別表第一　国際収支項目番号　（第三十七条関係）

注　この表における用語については、次に定めるところによる。

一　［同上］

［イ～ニ　同上］

ホ　前号に掲げる外国法人により総議決権等の百分の二十以上の議決権等を所有されている外国法人（ロからニまでに掲げるものを除く。）

ヘ　［同上］

［加える。］

［加える。］

［加える。］

ト　外国親会社等又は当該居住者の総議決権等の百分の十以上の議決権等を所有する居住者（この表において「特定親会社」という。）により、総議決権等の全部を所有されている外国法人（ロ及びニからヘまでに掲げるものを除く。）

チ　トに掲げる外国法人により総議決権等の全部を所有されている外国法人及び当該外国法人により総議決権等の全部を所有されている外国法人（ロ及びホに掲げるものを除く。）

リ　外国親会社等又は特定親会社により総議決権等の百分の十以上の議決権等を所有されている外国法人（ハからトまでに掲げる外国法人を除く。）

ヌ　外国親会社等又は特定親会社の総議決権等の過半数を所有する外国法人及び当該外国法人の総議決権等の過半数を所有する外国法人（ロからリまでに掲げるものを除く。）

ル　外国親会社等又は特定親会社の総議決権等の過半数の議決権等を所有する外国法人により総議決権等の百分の十以上の議決権等を所有されている外国法人（ロからヘまで、リ及びヌに掲げるものを除く。）

二　「対外投資に係る外国関連企業」とは、一のニからヘまでに掲げる外国法人をいう。

三　「対内投資に係る外国関連企業」とは、一のトからルまでに掲げる外国法人をいう。

［四～六　同上］